

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項、第八条第九項及び第十条第二項中「第二十五条」を「第二十五条の六」に改める。

第二十五条の次に次の見出し及び五条を加える。

（革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例）

第二十五条の二 国家戦略特別区域会議は、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域革新的技術実証事業（国家戦略特別区域内において、自動車の自動運転、無人航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）の遠隔操作又は自動操縦その他の技術革新の進展に即応した高度な産業技術の有効性の実証（以下「技術実証」という。）であつて、次項第三号イからホまでのいずれかに掲げる行為を含むもの（同号ホに掲げる行為を含むものについては、同号イからニまでのいずれかに掲げる行為をも含むものに限る。）を行う事業をいう。以下同じ。）を定めた区域計画（以下「技術実証区域計画」という。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、認定技術実証区域計画（当該認定を

「受けた技術実証区域計画（当該認定が第九条第一項の変更の認定であるときは、その変更後のもの）」をいう。以下同じ。）において実証事業者（技術実証の実施主体である事業者をいう。以下同じ。）として定められた者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するものとする。

一 当該認定技術実証区域計画（国家戦略特別区域革新的技術実証事業に係る部分に限る。第十三項において同じ。）の内容

二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四十一条の規定による技術基準（次項第三号イ及び第六項において「装置基準」という。）のうち同項（第十三項において準用する場合を含む。）の規定により指定されたもの

三 第九項（第十三項において準用する場合を含む。第十六項において同じ。）の規定により定められた条件

四 第十二項（第十三項において準用する場合を含む。第十六項において同じ。）の規定により定められた条件

2 技術実証区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 実証事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 技術実証の目的及び方法
- 三 技術実証に含まれる次のイからホまでに掲げる行為の区分に応じ、当該イからホまでに定める事項
 - イ 特殊仕様自動車（道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車であつて、装置基準の一部に適合しないものをいう。以下この条及び次条において同じ。）を同法第二条第五項に規定する運行（次条第二項において単に「運行」という。）の用に供する行為（以下この条及び次条において「特殊仕様自動車運行」という。） 次に掲げる事項
 - (1) 特殊仕様自動車運行を行う場所及び期間
 - (2) 特殊仕様自動車運行に使用する特殊仕様自動車の車名及び型式並びに当該特殊仕様自動車の車台番号（車台の型式についての表示を含む。）
 - (3) 当該特殊仕様自動車の使用の本拠の位置
 - (4) 当特殊仕様自動車が適合していない装置基準
 - (5) 当該特殊仕様自動車の装置又は特殊仕様自動車運行の方法であつて、(4)の装置基準に係る機能を

代替するもの

ロ 道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。第九項において同じ。）において遠隔操作を行いながら自動運転の技術を用いて同条第一項第九号に規定する自動車（②において単に「自動車」という。）を走行させる行為のうち、同法第七十七条第一項第四号に規定する行為に該当するもの（以下「遠隔自動走行」という。） 次に掲げる事項

- (1) 遠隔自動走行を行う場所及び期間
- (2) 遠隔自動走行に使用する自動車を特定するために必要な事項及び当該自動車の仕様に関する事項
- (3) 遠隔自動走行の方法（緊急の場合に速やかに危険防止のために必要な措置を講ずるための方法を含む。）に関する事項

(4) 遠隔操作を行う者に係る事項

ハ 航空法第百三十二条各号のいずれかに掲げる空域において無人航空機を飛行させる行為 当該行為を行う空域及び期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項

ニ 航空法第百三十二条の二各号に掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させる行為 当

該飛行の方法及び当該行為を行う期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項

ホ イからニまでのいずれかに掲げる行為を行うに際し、実験等無線局（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五条第二項第一号に規定する実験等無線局をいう。（3）及び第二十五条の六において同じ。）を開設し、これを運用する行為 次に掲げる事項

- (1) 当該行為を行う期間
- (2) 通信の相手方及び通信事項
- (3) 電波法第六条第一項第七号に規定する無線設備（以下この条及び第二十五条の六において「無線設備」という。）の設置場所（移動する実験等無線局については、移動範囲。以下同条第二項第一号において同じ。）
- (4) 使用する電波法第二条第一号に規定する電波の型式並びに周波数及び空中線電力
- (5) 無線設備の工事設計

四 安全確保上、環境保全上、社会生活上その他の支障を生ずることなく技術実証を行うために遵守すべ

き事項

五 その他技術実証の実施のために必要な事項

3 国家戦略特別区域会議は、技術実証区域計画を定めようとする場合において、当該技術実証区域計画に係る技術実証が次の各号に掲げる行為のいずれかを含むものであるときは、当該技術実証区域計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

一 特殊仕様自動車運行 特殊仕様自動車運行に使用する特殊仕様自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長（以下この条及び次条において「管轄地方運輸局長」という。）

二 遠隔自動走行 前項第三号ロ(1)の場所を管轄する警察署長（当該場所が同一の都道府県公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの場所を管轄する警察署長。以下この条において「所轄警察署長」という。）

三 前項第三号ハ又はニに掲げる行為 国土交通大臣

四 前項第三号ホに掲げる行為 総務大臣

4 国家戦略特別区域会議は、技術実証区域計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは

、実証事業者として当該技術実証区域計画に定めようとする者に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 第三項各号に定める者は、国家戦略特別区域会議に対し、同項の同意をするか否かの判断をするために必要な情報の提供を求めることができる。

6 管轄地方運輸局長は、特殊仕様自動車運行に係る技術実証区域計画についての第三項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る技術実証区域計画に従つて特殊仕様自動車運行を行うならば保安上又は公害防止その他の環境保全上の支障が生じないと認めるときは、同項の同意をするとともに、装置基準のうち当該特殊仕様自動車にあつては適合することを要しないこととするものを指定するものとする。

7 管轄地方運輸局長は、第三項の同意及び前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

8 所轄警察署長は、遠隔自動走行に係る技術実証区域計画についての第三項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る遠隔自動走行が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の同意をするものとする。

- 一 当該遠隔自動走行が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。
 - 二 当該遠隔自動走行が次項の規定により定められる条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき。
 - 三 当該遠隔自動走行が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上やむを得ないものであると認められるとき。
- 9 所轄警察署長は、第三項の同意をする場合において、必要があると認めるときは、当該同意に係る遠隔自動走行が前項第一号に該当する場合を除き、当該遠隔自動走行について、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を定めることができる。
- 10 国土交通大臣は、第二項第三号ハ又はニに掲げる行為に係る技術実証区域計画についての第三項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る当該行為により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めるときは、同項の同意をするものとする。
- 11 総務大臣は、第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証区域計画についての第三項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る当該行為が次の各号のいずれにも適合しているときは、同項の同

意をするものとする。

一 当該行為に係る実証事業者として当該技術実証区域計画に定めようとする者が電波法第五条第三項各号のいずれかに該当する者でないこと。

二 当該行為に係る技術実証区域計画に定めようとする無線設備の工事設計が電波法第三章に定める技術基準に適合すること。

三 当該行為に係る技術実証区域計画に定めようとする周波数が電波法第七条第一項第二号の規定に適合すること。

四 前三号に掲げるもののほか、電波法第七条第一項第四号の総務省令で定める無線局（同法第二条第五号に規定する無線局をいい、同法第六条第二項に規定する基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

12 総務大臣は、第三項の同意をする場合において、必要があると認めるときは、当該同意に係る第二項第三号ホに掲げる行為について、条件を定めることができる。この場合において、その条件は、技術実証を行う者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

13 第三項から前項までの規定は、認定技術実証区域計画の変更について準用する。

14 道路交通法第百十四条の三の規定はこの条に規定する所轄警察署長の権限について、航空法第百三十七
条第一項及び第二項の規定はこの条に規定する国土交通大臣の権限について、電波法第百四条の三第一項
の規定はこの条に規定する総務大臣の権限について、それぞれ準用する。

15 国家戦略特別区域会議は、第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証区域計画について認定を受けた
ときは、遅滞なく、関係する区域を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長、関係する地方公共
団体、関係する電波法第二条第五号に規定する無線局の免許人及び関係する同法第五十六条第一項の規定
により指定された受信設備を設置している者に対し、当該認定に係る認定技術実証区域計画の内容その他
当該技術実証の適正な実施の確保のための連携に必要な事項を通知するものとする。

16 内閣総理大臣は、第十一条第一項の規定によるほか、認定技術実証区域計画に定められた事項又は第九
項若しくは第十二項の規定により定められた条件に違反して技術実証が行われたときは、当該認定技術実
証区域計画に係る認定を取り消すことができる。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準
用する。

17 内閣総理大臣は、技術実証区域計画の認定をしたとき又は第十一条第一項若しくは前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を当該技術実証区域計画に係る第三項各号（第十三項において準用する場合を含む。）に定める者（第十四項において準用する道路交通法第百十四条の三、航空法第百三十七条第一項及び第二項又は電波法第百四条の三第一項の規定により当該者の権限を行う者を含む。）に通知しなければならない。

18 国家戦略特別区域会議は、技術実証区域計画について認定を受けたときは、当該認定に係る認定技術実証区域計画に係る第十二条の規定による評価に資するため、当該認定技術実証区域計画に係る技術実証に関し優れた識見を有する者により構成される技術実証評価委員会を置くものとする。

19 技術実証評価委員会は、前項に規定する技術実証の実施の状況について評価を行い、これに関し必要と認められる意見を国家戦略特別区域会議に述べるものとする。

第二十五条の三 認定技術実証区域計画に従って行われる技術実証（特殊仕様自動車運行を含むものに限る。）に使用される特殊仕様自動車についての道路運送車両法の規定の適用については、同法第四十一条中「次に掲げる装置について、国土交通省令」とあるのは「次に掲げる装置についての国土交通省令」と、

「技術基準」とあるのは「技術基準（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十五条の二第六項（同条第十三項において準用する場合を含む。第四十六条において同じ。）の規定により指定されているものを除く。）」と、同法第四十六条中「技術基準（）」とあるのは「技術基準（国家戦略特別区域法第二十五条の二第六項の規定により指定されているものを除く。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 管轄地方運輸局長は、前項に規定する特殊仕様自動車が行の用に供されることにより保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の支障が生じていると認め、又はこれらが生ずるおそれがあると認めるに至ったときは、当該特殊仕様自動車に係る前条第六項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による指定を取り消すものとする。

3 管轄地方運輸局長は、前項の規定による取消しをしたときは、遅滞なく、内閣総理大臣及び当該特殊仕様自動車運行に係る実証事業者として認定技術実証区域計画に定められた者に対し、その旨を通知しなければならぬ。

4 第二項の規定による取消しは、前項の規定による通知（内閣総理大臣に対するものを除く。）によつて

、その効力を生ずる。

第二十五条の四 実証事業者として認定技術実証区域計画に定められた者が当該認定技術実証区域計画に従って行う遠隔自動走行については、第二十五条の二第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定によりされた同条第三項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の同意を道路交通法第七十七条第一項の規定による許可と、当該者を当該許可を受けた者と、当該認定技術実証区域計画に定められた遠隔自動走行の期間を当該許可の期間と、第二十五条の二第九項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた条件を同法第七十七条第三項の規定により当該許可に付された条件と、当該認定技術実証区域計画に係る第二十五条の二第一項の書面（同項第一号（遠隔自動走行に係る部分に限る。）及び第三号に係る部分に限る。）を当該許可に係る同法第七十八条第三項の許可証とそれぞれみなして、同法の規定を適用する。この場合において、同法第七十七条第七項中「又は第五項の規定により当該許可が取り消されたとき」とあるのは、「第五項の規定により当該許可が取り消されたとき、又は国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十五条の二第二項第三号口に掲げる遠隔自動走行（以下この項において単に「遠隔自動走行」という。）に係る同条第一項に規定する認定技術実証区

域計画について、同法第九条第一項の規定による変更（同法第八条第二項第二号に規定する特定事業として遠隔自動走行に係る同法第二十五条の二第一項に規定する国家戦略特別区域革新的技術実証事業を定めないことをするものに限る。）の認定があり、若しくは同法第十一条第一項若しくは第二十五条の二第十六項の規定により認定が取り消されたとき」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 道路交通法第七十七条第一項に規定する所轄警察署長（同法第百十四条の三の規定によりその権限を行う警察官を含む。）は、前項の規定によりみなされた同法第七十七条第一項の規定による許可について同条第五項の規定による取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

第二十五条の五 第二十五条の二第二項第三号ハに掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定があったときは、当該認定の日において、当該認定に係る認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者が当該認定技術実証区域計画に従って行う当該行為について、航空法第百三十二条ただし書の許可があったものとみなす。

2 第二十五条の二第二項第三号ニに掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定があったときは、当該認定の日において、当該認定に係る認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者が当該認定技術実

証区域計画に従って行う当該行為について、航空法第百三十二条の二ただし書の承認があつたものとみなす。

第二十五条の六 第二十五条の二第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定（次項に規定するものを除く。）があつたときは、総務大臣（電波法第百四条の三第一項の規定による委任を受けた者を含む。以下この条において同じ。）は、速やかに、当該認定に係る認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者に対し、次に掲げる事項を指定して、当該認定に係る実験等無線局の電波法第四条第一項の免許を与えなければならない。この場合においては、当該指定は、同法第八条第一項の規定による指定とみなして、同法の規定を適用する。

一 電波の型式及び周波数

二 電波法第八条第一項第三号に規定する識別信号

三 空中線電力

四 電波法第六条第一項第六号に規定する運用許容時間

2 第二十五条の二第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定（第九条第一項の変更の認

定であつて、実験等無線局（前項の規定により免許を受けたものに限る。以下この条において同じ。）に係る次の各号に掲げる変更に係るものに限る。）があつたときは、総務大臣は、速やかに、当該各号に定める処分をしなければならない。

一 通信の相手方若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更（電波法第九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）の工事に係る変更 電波法第十七条第一項の許可

二 識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の変更 電波法第十九条第一項の規定による指定の変更

3 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

一 第二十五条の二第十二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた条件に違反して技術実証が行われたと認めるとき。

二 電波法第七十一条第一項の規定により実験等無線局の周波数又は空中線電力の指定の変更を命じたと

き。

三 電波法第七十六条第四項の規定により実験等無線局の免許の取消しをしたとき。

四 電波法第七十六条第一項の規定により実験等無線局の運用の停止を命じ、又は実験等無線局に係る運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限したとき。

4 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、実験等無線局の免許を取り消すことができる。

一 第九条第一項の規定による認定技術実証区域計画の変更（第八条第二項第二号に規定する特定事業として第二十五条の二第二項第三号ホに掲げる行為を含む国家戦略特別区域革新的技術実証事業を定めないこととするものに限る。）の認定があったとき。

二 第十一条第一項又は第二十五条の二第十六項の規定により認定技術実証区域計画（第八条第二項第二号に規定する特定事業として第二十五条の二第二項第三号ホに掲げる行為を含む国家戦略特別区域革新的技術実証事業を定めたものに限る。）の認定が取り消されたとき。

第二十七条の二中「同項第二号に掲げるもの」の下に「のうち第二十八条第一項に規定する利子補給契約に係る貸付けを受けて行われることその他の内閣府令で定める要件に該当するもの」を加える。

第三十七条の七第一項中「小型無人機」を「無人航空機」に改め、「対する」の下に「道路運送車両法、」を加え、「（昭和三十五年法律第百五号）」、「（昭和二十七年法律第二百三十一号）」及び「（昭和二十五年法律第百三十一号）」を削る。

別表の十三の項の次に次のように加える。

<p>十二の二</p>	<p>国家戦略特別区域革新的技術実証事業</p>	<p>第二十五条の二から第二十五条の六まで</p>
-------------	--------------------------	---------------------------

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前にこの法律による改正前の国家戦略特別区域法（以下この項において「旧法」という。）第十一条第一項に規定する認定区域計画に定められた旧法第二十七条の二に規定する特定事業（旧法

第二条第二項第二号に掲げるものに限る。() についての課税の特例については、なお従前の例による。

理由

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国家戦略特別区域革新的技術実証事業に係る道路運送車両法等の特例措置の追加等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。